

# 横須賀市地域福祉計画

概要版

（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

## 基本理念

### 「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主演として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

市と社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

## 実現に向けた取り組み

本計画を着実に推進していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であると同時に受け手としても福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。

そのためには、住民、関係機関、行政といった各主体がお互いにつながり、協力し合える環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

また、本計画で取り上げた施策の方向性は、日常生活における困りごとの解決の取り組みであることに加え、地域の関係者同士が顔の見える関係を重層的に築くといった住民一人ひとりの参画が不可欠な取り組みでもあります。

このため、横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会における進行管理・評価に加え、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。

### ○ 横須賀市社会福祉審議会

本計画は、市と市社会福祉協議会とが一体的に策定しているため、計画の評価・推進体制も一体的である必要があります。

このため、市の福祉施策の諮問機関である横須賀市社会福祉審議会において、現状把握や施策の推進方法などについて総合的に検討・評価を行います。

### ○ 地域における懇談会

本計画は、住民、関係機関、行政といった各主体が協働して推進する計画であるため、住民目線による評価も不可欠です。

このため、市と市社会福祉協議会が開催する地域における懇談会のほか、地域住民が開催する懇談会にも、市や市社会福祉協議会の職員が積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。

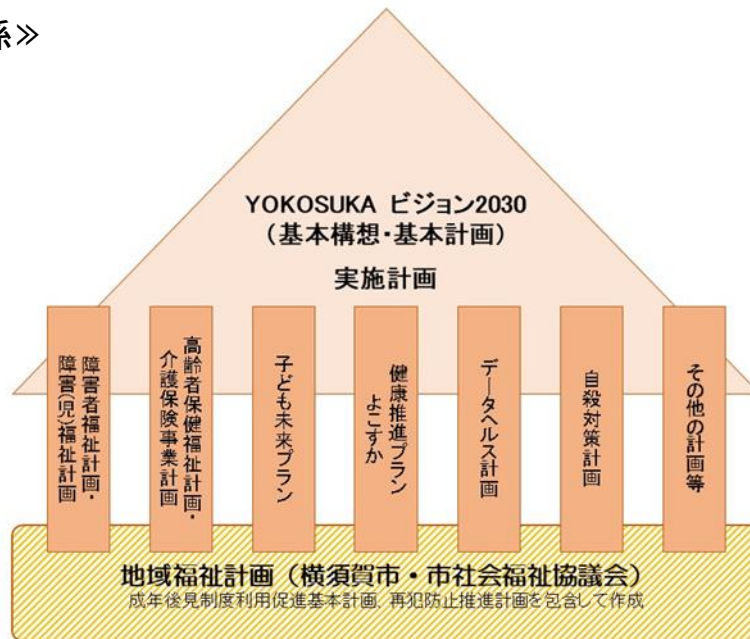
## 計画の位置付け

### ○ YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係

地域福祉計画は、本市のYOKOSUKAビジョン2030に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」といった分野別未来像を実現するための、各福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の福祉都市宣言、市民憲章、横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に向け、分野に共通する理念を示します

### 《各計画との関係》



### ○ 福祉分野の個別計画との関係

本市では、地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び「横須賀市犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。

### ○ 地域福祉活動計画との関係

市が策定する「横須賀市地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

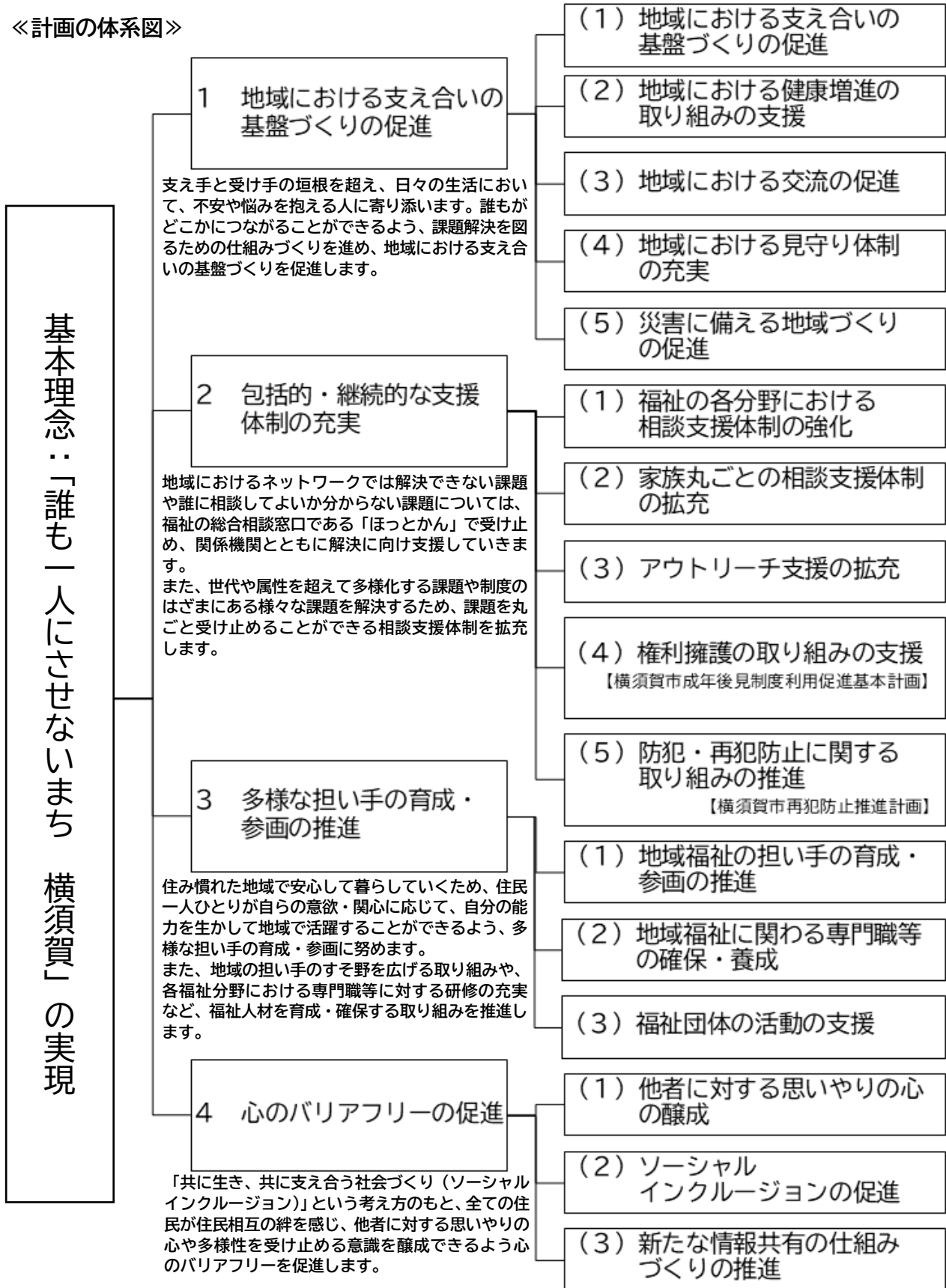
相互の役割を明確にし、共に地域への働きかけを行うことで地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど相乗効果を見込んでいます。

# 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の基盤となる計画です。

本計画は他の個別計画と相互に補い合いながら、それぞれの事業を進めていきます。

## 「計画の体系図」



## 計画策定の背景

これまで国は、高齢者や障害がある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実に取り組んできました。しかし、「ダブルケア」「8050問題」「ヤングケアラー」などさまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースに加え、ひきこもりや支援拒否による社会からの孤立、虐待や暴力などの社会問題が増加しています。

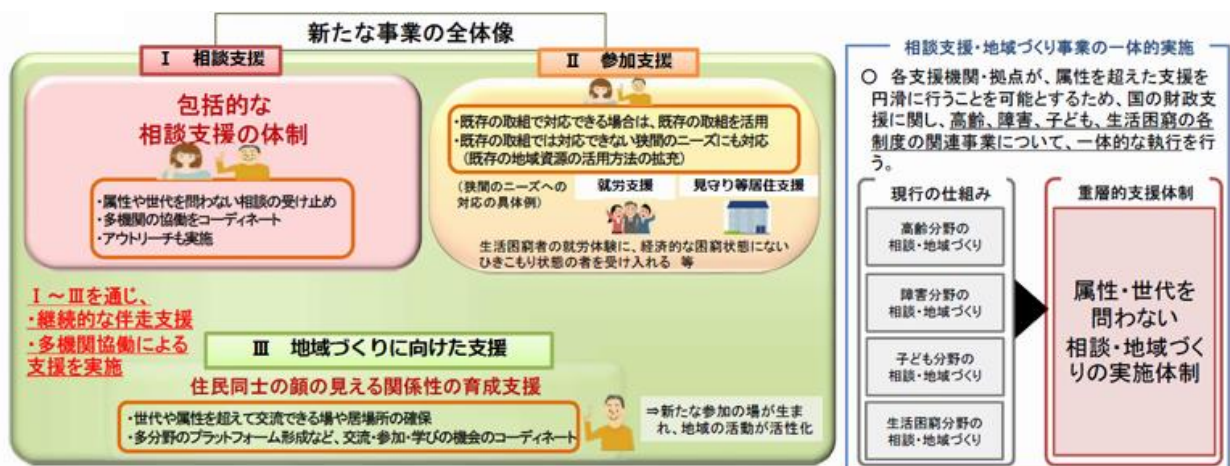
様々な課題に直面し、地域社会の在り方が変化している中、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けるまちを実現するために、地域福祉の中心的役割を担う市社会福祉協議会と一体となって本計画を策定します。

## 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市においても、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、事業化に向けた検討を進めています。

「8050問題」など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。



厚生労働省 「地域共生社会のポータルサイト」から抜粋

〒 238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市民生局福祉子ども部福祉総務課 電話 046-822-8245 ファクス 046-822-2411  
e-mail hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp